

石川県成長戦略(仮称)動画制作業務委託 仕様書

1. 業務名

石川県成長戦略(仮称)動画制作業務

2. 業務の目的

石川県の進むべき方向性を示す新たな県政の羅針盤として策定する「石川県成長戦略(仮称)」(以下、「成長戦略」とする。)について、あらゆる世代の県民が成長戦略の内容を理解でき、県政に主体的に参加したくなるよう、動画により、効果的に発信することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和5年12月15日(金)まで

4. 業務内容

本委託で実施する業務は、以下のとおりとする。

<動画制作>

①内容

- ア 「成長戦略」の素案及び最終案を基に動画を作成し、映像の加工・編集、音楽やナレーション等の音声付加、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。
- イ 動画に係る内容・構成・尺等は、企画提案及び県との協議によって適宜調整を行い、最終的な内容は受託者と県が協議して決める。
- ウ イラストやキャラクター、音源等を使用したアニメーションなど県民にとって親しみやすく、興味・理解を深めることができる内容とすること。

②動画時間

- ア ショート版(30秒程度)
成長戦略を認知してもらうため、基本目標や知事の思いなどをイメージとして強く印象づけるもの。
【使用想定：SNSやデジタルサイネージ等でのPR】
- イ 概要版(3分程度)
成長戦略に興味をもった人が内容を理解するため、基本的な考え方や目指す姿、体系などを分かりやすく簡潔に説明するもの。
【使用想定：講演等での使用、県HP、YouTube等への掲載】
- ウ 詳細版(10分程度) 【全体説明3分程+戦略別説明各1分程】
成長戦略について詳しく知りたい人が内容を理解するため、概要版の内容に各戦略の概要を加え、より詳しく説明するもの。

③その他の規格

- ア 画面縦横比：16：9
- イ 解像度：フルハイビジョン以上

ウ 対応言語：日本語

エ データ形式：一般的なWindows PCやWEB配信が可能なファイル形式とし、具体的なファイル形式等は県と協議して最終決定する。

5. 納品時期

(1) 納品物

①動画データ

○提出期限 ショート版・・・令和5年9月中下旬

詳細・概要版・・・令和5年11月下旬

○提出物 ブルーレイ DVD ディスクデッキ再生用及びパソコンでの再生用により、各1枚県へ成果品として提出すること。また、動画の制作過程で使用した画像等の素材についても、電子データ等で提出すること。

②業務完了報告書

○提出期限 令和5年12月15日（金）

○提出物 業務完了後は、速やかに業務完了報告書を紙媒体及び電子データで提出すること。

(2) 納品場所

石川県企画振興部企画課成長戦略推進室

(3) その他

電子データは、Microsoft 社製の Word、Excel、PowerPoint 形式又は PDF 形式で提出すること。

6. 業務実施上の留意点

- (1) イラスト等の作成や、受託者が用意する写真に要する経費は委託料に含めるものとする。
- (2) 受託者が提案した企画提案をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成すること。
- (3) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。
- (4) 受託者は、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。特に動画の制作にあたっては、YouTubeのコミュニティガイドラインを遵守すること。
- (6) BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 作成した成果物の二次利用にあたって必要な権利関係の調整は、受託者の負担に

において行うこと。

- (8) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。

7. その他

- (1) この契約により作成される成果物及びその他の権利については、県に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ県の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (4) 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で県の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。